主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人浅井享、同林武雄の上告趣意は、単なる法令違反、量刑不当、事実誤認の 主張であつて、刑訴四〇五条に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を 適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

## 昭和二六年八月九日

## 最高裁判所第一小法廷

裁判長	裁判官	眞	野			毅
	裁判官	澤	田	竹	治	郎
	裁判官	齋	藤	悠		輔
	裁判官	岩	松	Ξ		郎